CAUTION

口座の売買・譲渡等は犯罪です

預金口座を売買、譲渡、レンタル、不正利用する行為は犯罪です。
アルバイト感覚の安易な売買等はもちろん、たとえ『生活費に困って仕方なく』、『他人から脅されて』などの理由があったとしても
『罪』に問われる可能性があります。
「そんなつもりはなかった」「知らなかった」では済まされません！！

口座の売買等が明らかになると

2024年12月１日現在

犯罪者として逮捕	◆犯罪収益移転防止法違反 **1年以下の懲役　100万円以下の罰金** ◆詐欺罪（偽りの使いみちで口座作成） **10年以下の懲役**
預金口座が利用できない	◆預金口座の凍結 **他の金融機関も含めたすべての口座** ◆新規口座作成もできません **他の金融機関も含めたすべての口座**
日常生活にも支障がでる	◆給与・年金の受け取りができない **口座凍結により入金できる口座がないため** ◆就職等にも影響します **給与受取口座が作れないため**

※〈ろうきん〉は預金口座の犯罪利用防止、金融犯罪拡散防止のため、
預金口座の売買等に対し警察と連携し厳格に対応させていただきます。

ご注意

CAUTION! CAUTION! CAUTION! CAUTION! CAUTION! CAUTION! CAUTION! CAUTION!

〈ろうきん〉を装った不審メール・偽サイトにご注意ください！

2024年10月下旬より、「ろうきんダイレクト」を装ったサイト（フィッシングサイト）が複数確認されております。これらは**すべて詐欺**です。
〈ろうきん〉から、メールでサイトに誘導し、個人情報やパスワードの入力を求めることはありません。

いつもあなたの目線で。
静岡ろうきん